

「個人賠償責任共済」(こくみん共済、住まいる共済、団体生命共済)の改定について

こくみん共済 coop 〈全労済〉(全国労働者共済生活協同組合連合会 代表理事 理事長：廣田 政巳)は、こくみん共済、住まいる共済、団体生命共済の特約としてご加入いただける「個人賠償責任共済」について、2023年6月1日以降に発効・更新を迎えるご契約より保障内容を改定します。

本改定では、日常生活を取り巻き、多様化する損害賠償責任のリスクに備えるため、保障の範囲を拡大します。

I. 改定内容

1. 被共済者(保障を受けられる方)の範囲を拡大

(1) 主たる被共済者または配偶者と「同一生計」であることの要件を廃止します。

これにより、1契約で保障できるご家族の範囲が広がります。

	現行制度	改定後
①主たる被共済者	○	○
②主たる被共済者の配偶者	○	○
③主たる被共済者または配偶者の同居の親族(同一生計)	○	○
④主たる被共済者または配偶者の同居の親族(別生計)	×	
⑤主たる被共済者または配偶者の別居の未婚の子(同一生計)	○	○
⑥主たる被共済者または配偶者の別居の未婚の子(別生計)	×	

(2) 被共済者(上記①～⑥)が責任無能力者だった場合、被共済者(責任無能力者)に関する損害賠償事故については、監督義務者等(※)が新たに被共済者となります。

※監督義務者等とは、被共済者(責任無能力者)の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族をいい、同居、同一生計の要件は問いません。

2. 共済金をお支払いしない場合を一部変更

被共済者の範囲の拡大に伴い、共済金をお支払いしない場合も一部変更となります。

被共済者間の損害賠償請求については同一生計・別生計にかかわらず共済金のお支払いの対象外になります。

3. 保障内容(共済金のお支払い対象範囲)を拡大

(1) 認知症の被共済者が誤って線路に立ち入り、電車等の遅延・運休に伴う営業損害による損害賠償責任が生じてしまった場合、電車等の物理的な損壊の有無を問わず、共済金のお支払い対象とします(現行制度では、電車等に物理的な損壊が生じている場合のみ、共済金のお支払い対象となっています)。

(2) 共済金のお支払いケースの一つである「住宅の所有・使用・管理に起因する偶発の事故」の「住宅」について、主たる被共済者の居住を要件とせず、“被共済者が居住する住宅”に範囲を拡大します。これにより、実家を離れて一人暮らしをする未婚のお子さまの住宅トラブルについても、実家の親御さまのご契約で共済金のお支払い対象とすることができるようになります。

	現行制度	改定後
主たる被共済者が居住する住宅	○	○
被共済者が居住する住宅(主たる被共済者の居住なし) →複数の住宅が対象(例：別居の未婚の子が居住する住宅)	×	○

II. 適用時期

新規契約：契約発効日が2023年6月1日以降の契約

既契約：2023年6月1日以降に更新となる契約

<こくみん共済 coop>

正式名称：全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいの生協として1957年9月に誕生。「共済」とは「みんなでたすけあうことで、誰かの万に備える」という仕組みです。少子高齢社会や大規模災害の発生など、私たちを取り巻く環境が大きく変化しているなか、こくみん共済 coop は、「たすけあい」の考え方や仕組みを通じて「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」にむけ、皆さまと共に歩み続けます。



たすけあいの輪をむすぶ

<リリースに関する問い合わせ先> こくみん共済 coop ブランド戦略部
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10 電話：03-3299-4232 / Email: koho@zenrosai.coop

<ご掲載・ご取材に関するお問い合わせ先>
株式会社ユース・プランニング センター 担当: 藤井、河名、川上
Tel: 03-6821-8699 / Fax: 03-6821-8869
藤井: 090-7900-7866 / s-fujii@ypcpr.com
河名: 090-7900-2756 / k-kawana@ypcpr.com